

平成27年度第1回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年4月28日（火） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 5階 第1会議室

3 出席者

委員

片木委員長、高橋副委員長、赤尾委員、関委員、大東委員、本田委員、光木委員、
吉田委員

事務局

平木教育委員会事務局長、菅原総務部長、その他関係職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員紹介及び委嘱状交付]

[3 総務部長あいさつ]

[4 諮 問]

教育委員会事務局長が委員長に諮問書を手渡し、選定委員会に対する諮問を行った。

[5 委員長あいさつ]

[6 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止及び利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

【質疑等】

（関委員） 会議の非公開に関して、市が最終的な意思決定をするまでの間という限定なので、議事録については、市の決定後ホームページなどで公開しているのか。これまでどのように対応しているのか教えてほしい。

（事務局） 議事録（会議概要）は、市の決定後ホームページで公開している。

[7 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が指定管理者制度の概要を説明した。

【質疑等】

特になし

(2) 指定管理者候補者選定対象施設について

事務局が指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

- (関委員) 指定管理者制度適用施設の県から市への移管の経緯を説明してほしい。
- (事務局) 鳥取県と米子市の間で平成25年3月に交わした覚書により、現在の米子市営東山水泳場は、今後は水泳選手の競技能力向上のための施設として鳥取県が管理運営し、現在の鳥取県営米子屋内プールは、今後は市民の健康増進のための施設として、米子市皆生市民プールに名称を変更して米子市が管理運営しようとするもの。
米子市では、先の3月議会で体育施設の条例改正を行い、その施行は11月1日としている。
- (委員長) 米子屋内プールでは、これまで様々な地域民向けのイベントを開催してきたが、今後東山水泳場は競技中心で、地域民向けのイベントはなくなるのか。
- (事務局) プールの設置者が代わっても、それぞれのプールで行っていたイベントは継続して行う。

(3) 指定管理者候補者案（諮問案）の審議について

事務局が指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

- (光木委員) 事業計画の中に利用者数の目標設定は必要ないのか。
PDCAサイクルによる自己評価や市のモニタリング評価の物指しになるのでは。
- (事務局) 具体的には設定していない。
指定管理者と協議をしながら利用実績を伸ばすよう努める。
- (光木委員) 「管理コストが増えた」イコール「マイナス評価」なのかというのが私の中にある。
利用者が増えれば運営コストも増えてくるという施設も当然ある。
そのあたりの考え方を整理しておかないと、適切な評価はできない。
そこで、利用者当たりのコストが一つの物指しになるであろうし、そのあたりを
考える余地はある。
- (委員長) 光木委員のご意見は、経費節減の評定が1点（劣）となっている点をどう見るか
ということと関連がある。
- (関委員) 今の話は、選定基準・評定票の見直しにつながることであり、利用者当たりのコ
ストも含めたパフォーマンス評価をどのように取り上げるか検討の余地がある。
選定基準の「施設の効用を最大限に発揮させる」というところでとらえられるも
のであるが、光木委員が言われるような評価の項目が設定されていない。

- (委員長) 具体的にどういった項目を加えればよいか研究いただいて、今後の委員会中にも提起していただきたい。
- (関委員) 指標としては、例えば資料Eの「施設の利用状況及び収入実績」などがあり、全くそういう（パフォーマンス評価の）観点がないかと言えばそうではない。
他市町村でそういう事例があるか調べてほしい。
- (委員長) お2人の委員からご意見があったので、事務局で研究・検討してほしい。
- (関委員) 資料では、競技団体の強化合宿などが行われるようになっているが、交換後それぞれの施設の従前の利用者に対する配慮は十分か。
- (事務局) 両施設とも利用時間、利用料金及び事業計画など従前のものを引き継いで管理運営を行い、利用環境が変わらないよう配慮する。
- (関委員) 水泳連盟の練習などは50mプールでやったほうが良いような気がするが、機能分化ということで東山水泳場へ移すことは考えられているか。
- (事務局) 本年度は既に米子屋内プールで計画・実施されているものなので、交換後の皆生市民プールでも引き続き実施する。
水泳連盟の練習は、夏期の昼間を除いて照明付の屋内の25mプールで行っており、一般利用者の支障にならないよう計画されている。
- (吉田委員) 事業計画の中でこういう教室を何回以上やるとかいう仕様書的なものを提示しているのか。
- (事務局) 公募であれば募集要項により示すこととなるが、本件は指名指定なので、仕様書を示して事業計画を提出させている。
仕様書には、教室を週何回とかいう細かい条件は示しておらず、年度当初の事業計画を変えない形をお願いしている。
- (委員長) 本件は今年度末で指定期間が終了して、来年度以降の指定管理者は今年度同時並行的に公募することとなるのか。
- (事務局) 来年度以降の指定管理者については、公募による候補者案を10月の選定委員会に諮問する。
- (赤尾委員) プールの設置者は変わるが、年度途中なので現在の指定管理者を指名指定することであり、来年度以降の指定管理者は公募することということで間違いはないか。
- (事務局) そのとおり。

- (関委員) 先ほどの吉田委員の指摘にも関わるが、指定管理料を支払っていることもあるし、公の施設のパフォーマンスを上げる上で仕様書の条件は重要である。
資料本編の指定管理業務の方針には「障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防といった観点からも教室を開催し」とあるが、積極的に市の姿勢を示すことや指定管理者の努力目標を示すことは、指定管理者制度を適用する上で重要なことである。
- (委員長) 今のご意見に関して、水中運動というのは市の保健福祉関係の部署と関連が強いと思うが、そういった部署との連携のもとに進めているのか、それとも指定管理者が自主的に行っているのか。
- (事務局) 市の長寿社会課としては、皆生市民プールにおいて介護予防事業を実施したいという意向はあったが、既に指定管理者が自主事業として水中運動を実施しており、新たな事業を実施する余裕が今はないとのことであった。
この水中運動は、市との連携のもとに実施しているわけではないが、かなり利用率は高いということであった。
- (関委員) 健康増進の関係の部署としては、新たな事業は入れられないけど既に（水中運動を）やっているからいいという感じなのか、それとも残念がっているのか。
- (事務局) 残念だと言っている。
- (関委員) そうするとやはり公の施設として公益性の高い事業をやりたいというのであれば、資料本編の指定管理業務の方針には「高齢者の介護予防といった観点からも教室を開催し」と具体的な市の方針があるように、介護予防の事業を優先して実施させるように検討する余地があると思う。
（県と市の施設の）機能分化の観点からも、長期的には介護予防の機能を追求していくということが重要な視点になる。
- (事務局) 市としては、介護予防や健康増進の主管課と調整した上で方針を示しているわけではない。
今後どうしていくかは、これから管理運営していく中でご指摘の点を含めて検討していきたい。
- (関委員) 市の施設ではなくなる東山水泳場は鳥取県水泳連盟の管理となっているが、今回審議しているのは鳥取県体育協会の管理である。
同様の水泳施設の管理だが主体が違うというところで、それぞれどういう特色があってどういう役割分担をしているのか。
プール施設が市内に2か所あって、一方は水泳連盟管理、一方は体育協会管理となった経緯が聞きたい。
管理主体が1つであれば、人員配置などの効率化が図れるのではないかと。
- (事務局) それぞれ所管の違う（県と市の）施設について、どちらかの指定管理者に合わせて選定することもできるが、それぞれが公募によって指定管理者を選定した結果が今の状態になっている。

(関委員) 気になるのはやはり同じ東山のスポーツ施設が市の管理で(東山水泳場とは)別の指定管理者となっているが、水泳場は県、グラウンドは市と言えども水泳連盟が一体管理した方が効果的ではないかというような意見もどこかで出てくるのではないかと思う。

二重行政とも言われかねないので、そういう意味では市と県でしっかり調整してそれぞれ有効活用されるよう連携を図ることに注意する必要がある。

【審議結果】

選定基準に基づく評定結果に異議はなく、市の候補者案が承認された。

(4) 答申案の協議について

答申書の事務局案を提案し、協議が行われた。

【協議結果】

審議結果に基づいて作成した答申書案について、異議なしと決定された。

[8 答 申]

委員長が教育委員会事務局長に答申書を手渡し、教育委員会に対する答申を行った。

[9 その他]

次回以降の会議は、5月22日及び28日に開催することが確認された。

[10 閉 会]